救急医療機関を正しく利用しましょう

皆さんは救急医療機関をご存じでしょうか。救急医療機関は、夜間、土・日曜日、祝日など、通常診療を行っていない時間に**「激しい頭痛、腹痛、胸痛、高熱、家庭では対処できない外傷等」の緊急を要する症状**がある方が受診できる医療機関です。

しかし、緊急性のない症状の受診(コンビニ受診)が全国的な問題になっています。市民の皆さんに今一度、「救急医療機関」とはどういった施設なのかをご理解いただき、適正な利用にご協力をお願いします。

救急医療機関は限られた治療しか行えません

救急医療機関は、通常診療を行っていない時間に緊急を要する症状がある方が受診できますが、通常の診療時間帯とは異なり、最低限の医療スタッフしかいないため、次のように限られた治療しか行えません。また、通常診療とは異なり診察料や薬代などが割高になります。

▶日によって医者が変わる
▶応急処置が中心のため、専門的な治療が行えない
▶詳しい検査ができない
▶専門医がいないことが多く、診断が確定されない場合がある
▶薬は、原則通常診療が始まるまでの日数分(通常１日分)しかでない

◎適切な判断で利用を

少子高齢化が進むなか、救急車で緊急搬送される患者が増えており、医療スタッフは業務負担が増え、厳しい職場環境におかれています。もちろん、症状や状態に応じた治療を受けることは大切ですが、このまま患者が増えると本当に緊急性のある患者が必要な治療を受けることができなくなってしまいます。

自身の症状や状態が緊急性があるのか判断するのは難しいとは思いますが、日中に症状がある方や、家庭の応急手当で対応できる方は、通常の診療時間帯に受診するようお願いします。

市民の皆さんには、自身の症状、状態を深く考慮したうえで適切な判断をお願いします。

小さなお子さんがいる家庭は

子供が急な症状(発熱や下痢、嘔吐など)を起こしたとき、看護師が相談に応じ、すぐに救急医療機関にかかる必要があるか、家庭でどのような応急手当をすればよいのかなどのアドバイスを行う、小児救急電話相談も実施しています。

子どもが熱を出して、下痢をしている、子どもの咳が止まらない、子どもが誤って洗剤を飲んでしまったなど、小児救急に関する様々な相談を受け付けていますのでご利用ください。(より専門的な知識を必要とする場合は小児科医が相談に応じます)

なお、電話相談は家庭での一般的対処に関する助言・アドバイスであり、電話による診断・治療はできませんのであらかじめご了承ください。

小児救急電話相談　受付時間　午後７時～午後 11 時　☎（011）232 局 1599

※局番なしの「＃ 8000」でも電話受け付け可能です。携帯電話からも利用できます。

問合先　岩見沢保健センター（10 西 3）　☎ 25 局 5540